⑶　Nature and quantity of the goods to be purchased : About 770,936kWh Electricity to be used in Ichinomiya Post Office
⑷　Supply period : From 1 September 2020 through 31 August 2021
⑸　Supply place : By specification
⑹　Time limit for tender : 11 : 00 AM 16 June 2020
⑺　Contact point for the notice : Tokai Regional Office, Japan Post Co., Ltd. 4―5 Tenjinyama-Cho, Nishi-Ku, Nagoya-City, Aichi 451―8901 TEL 052―508―4721

入札公告の変更

令和２年４月24日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房施設課長　佐久間佳枝

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第１号

１　掲載日　令和２年３月31日（号外政府調達第58号）

２　変更内容　12ページ４段目の入札公告について、６入札手続等⑵ア「入手期限　令和２年７月９日」を「入手期限　令和２年７月16日」に、同⑶ア「提出期限　令和２年４月24日午後３時」を「提出期限　令和２年５月15日午後３時」に、同⑷ア「提出期限　令和２年６月10日午後３時」を「提出期限　令和２年６月17日午後３時」に、同⑸ア「提出期限　令和２年７月10日午後３時」を「提出期限　令和２年７月17日午後３時」に、同⑹ア「日時　令和２年７月13日午前11時」を「日時　令和２年７月20日午前11時」に、８Summary ⑷「15 : 00　24 April, 2020」を「15 : 00　15 May, 2020」に、同⑸「15 : 00　10 July, 2020」を「15 : 00　17 July, 2020」に変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年４月24日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　鈴木　亘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第６号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　雨竜川下流農地防災事業　八丁目頭首工機械設備製作据付工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道雨竜郡秩父別町ほか
⑷　工事内容　水門設備（(洪水吐ゲート（シェル構造ローラゲート（純径間：27.6m、扉高：2.42m））製作・据付け：Ｎ＝２門）・（土砂吐ゲート（フラップ付シェル構造ローラゲート（純径間：27.6m、扉高：2.54m（上段：0.8m））製作・据付け：Ｎ＝１門））、付属設備（鋼製階段）製作・据付け：一式、電源設備（低圧受電盤、非常用発電装置ほか）製作・据付け：一式、操作制御設備（中央監視操作卓、データ伝送装置ほか）製作・据付け：一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和７年３月17日まで。
⑹　使用する主要な資機材　ステンレス鋼材：Ｗ≒195ｔ、一般鋼材：Ｗ≒81ｔ
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑼　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑽　総価契約単価合意方式の適用
ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
イ　本方式の実施方法としては、
(ｱ)　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。(ｲ)において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
(ｲ)　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⑾　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に、積算に必要な見積書の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。
⑿　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休２日での施工を行うことができる。
⒀　本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

２　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成17年度以降に、次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次のイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ア　河川用水門設備（頭首工含む）のシェル構造ローラーゲート（純径間15m以上）の「製作及び据付け」の施工実績を有すること。なお、製作と据付けは同一工事でなくてもよい。
イ　河川用水門設備（頭首工含む）の「シェル構造ローラーゲート（純径間15m以上）」または「プレートガーダ構造ローラーゲート（１門あたりの扉体面積50㎡以上）」の「製作及び据付け」の施工実績を有すること。なお、製作と据付けは同一工事でなくてもよい。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。